

鈴木睦昭

情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所リサーチ&イノベーションブリッジセンター
ABS支援室 msuzuki@nig.ac.jp

DNA/RNAなどの塩基配列を一例とするデジタル配列情報(Digital Sequence Information ,DSI)について利益配分の必要性が、2018年の生物多様性条約第13回締約国会議(COP13)により、提案され、長年の議論が開始された。2022年のCOP15にて、DSIの多数国間メカニズムの作成が決定された。2024年コロンビア・カリで開催されたCOP16によりその運用方法が議論された。当初は、学術分野からも金銭的利益配分の対象となったり、データベースに提出する情報にはそれぞれの提供国の許可が必要とされるなどの、運営が困難な条項が見受けられた。しかしながら、議論の末、学術からは金銭的利益配分は期待されない、データベースに対しては過度な規制は避けることができた。しかしながら、対象となるDSIの範囲などは決定されなく、課題は残った。本発表では、COP13からCOP16に至る過程を解析するとともに、残された課題について議論を行う。

北窓

ABSとDSIについて

研究で用いられる植物・動物・微生物等を**遺伝資源**(Genetic Resources)と呼び、**1993年採択の生物多様性条約**において、海外からの遺伝資源を利用するときには、出た利益を提供者に配分する義務アクセスと利益配分(**Access and Benefit-Sharing: ABS**)が決められた。

2010年名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)にて、ABSの国際ルールである**名古屋議定書**が採択された。各国ABSに関する国内法の整備が行われ、日本では2017年に名古屋議定書の締約国となった。

その後、2016年 COP13（メキシコ）において、DNAの塩基配列を一例とする、遺伝資源に関する情報を**デジタル遺伝情報（Digital Sequence Information; DSI）**とよび、DSIに関しても利益配分の必要性の議論が開始。

2022年 COP15.2（モンリオール）にて、DSIの多国間メカニズムの創設が決定。

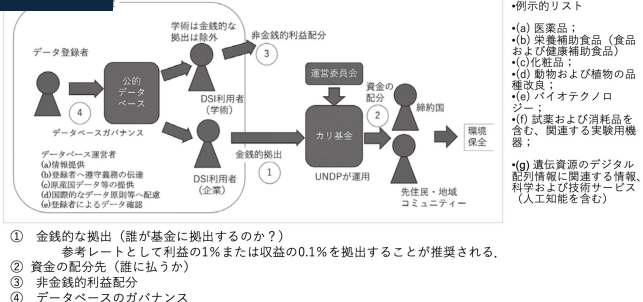
2024年COP16がコロンビア・カリにて開催された

COP16の
決定

- DSIの利益配分に関する多国間会議は、DSIの利益配分は締約国会議の権限の下、**国際基金で**ある**力**の**国**の**創設**が**決定**。
- 基金への拠出はDSIの利用者であって一定以上規模のものが利益の1%又は売上の0.1%を日安として国際基金に拠出を推奨
- 学術の基金への供出適用外を確保
- データベースへの過度の負担はない

基金
カリ基金
基金全

多国間メカニズムとカリ基金の概念図

鈴木睦昭, 本田拓也 *ファルマシア* Vol. 61 No. 6 2025 533-536

日本政府の意見

- ・多国間メカニズムの運用開始が最も重要、二重払いなどを防ぎ、企業が安心して基金に拠出できるようにすることを優先すべき。
- ・「**透明・モントリオール生物多様性枠組の目標を達成するためには、まず多国間メカニズムの円滑な実施に集中すべき**。多国間メカニズムが完全に運用されるようになってから、「可能性のある追加様式」を検討すべき。
- ・「**DSIの使用**」の定義や範囲を掘り下げる必要がある。
- ・INSDCデータベースは、開発、構築、運用、維持に、すでに相当な財源、時間、労力を投入している。また、確立された管理システムにより、**高いレベルの透明性と説明責任が確保されている**。
- ・INSDCデータベースは国籍を問わず、誰でも広く利用できる。CBDのもとでデータベースのような新しいツールやモデルを作るとは非効率的であり、財源や不必要な労力、時間の浪費を招く。運営者、利用者、データ提供者に過度な負担がかかることにより、人類に望まれる技術革新が結局は遅れることを深く懸念。
- ・INSDCのさらなる発展と活用が最も重要。

通知2024-114
<https://www.cbd.int/notifications/2024-114>
通知2024-115
<https://www.cbd.int/notifications/2024-115>

日本政府の意見

データー関連：

- ・生物多様性関連のデーター4団体
(Biodiversity Information Standards,
GBIF, OBIS, Geo Bon)が、コロンビア・
ポゴダで10月合同大会を開催



- ・GGBN（グローバル・ゲノム 生物多様性ネットワーク）はゲノムデータと遺伝資源のABS対応を推進

- ・ 米国が中国を含む 5 カ国に対して 21 個のデータベースのデーターアクセスを停止

まとめ

- ・ COP16決定で学術の金銭的拠出は除外となったが、ナミビア等反対意見も出ている。
- ・ データガバナンスでは、新規データベースを望む意見（エジプト）もある。
- ・ 非金銭的利益配分での可視化の必要性の意見がある。
- ・ また、生物多様性条約以外においても、それぞれ進展がある。
- ・ さらに、生物多様性・遺伝資源に関するデータのあり方も議論が行われている。
- ・ COP17が2026年10月 アルメニア・エレバンで開催

これらの変化する社会情勢、環境に対応していく必要があります。例えば、経済安全保障、外為法、研究セキュリティ、研究インテグリティ、ELSI(倫理的・法的・社会課題)、RRI(研究者の責任)対応体制、ABS/DSIに対応したMTAやデータ形式などの整備など、**生物遺伝資源（データ含む）国際的な統合的なガバナンス対応が必要**